

## 令和6年度川崎市ホームレス巡回相談等事業概要

### 1 巡回相談事業（市内ホームレス数 令和5年1月現在 132人）

本事業は、市内に起居するホームレス等に対して訪問相談を実施し、一人ひとりの生活状態や健康状態を把握するとともに、生活保護等福祉制度の案内、ホームレス自立支援センター、福祉事務所、病院などへつなげるなどそれぞれの状況に即した支援を行う。ピアサポートによる支援実施に向けて支援や研修方法について検討を行う。

また、台風や降雪時の警戒の呼びかけ、健康状態が悪化した者や、歩行困難に陥った者の搬送など緊急時の対応も併せて行う。

併せて、終夜営業店舗等に居るホームレスになるおそれのある方に対して、福祉施策などの周知を行う。

### 2 全国調査

県の依頼を受け、目視により、ホームレスの居所区分（公園、河川、道路、駅舎等）、性別、野宿形態（小屋、ブルーテント、段ボール敷き等）ごとの人数をカウントする。本調査は、県からの依頼に基づき、国の作成した実施要領及び調査の手引き等に従って実施する。今後示される実施要領等において、本仕様と異なる内容のあるときは、当該実施要領等の内容が優先する。

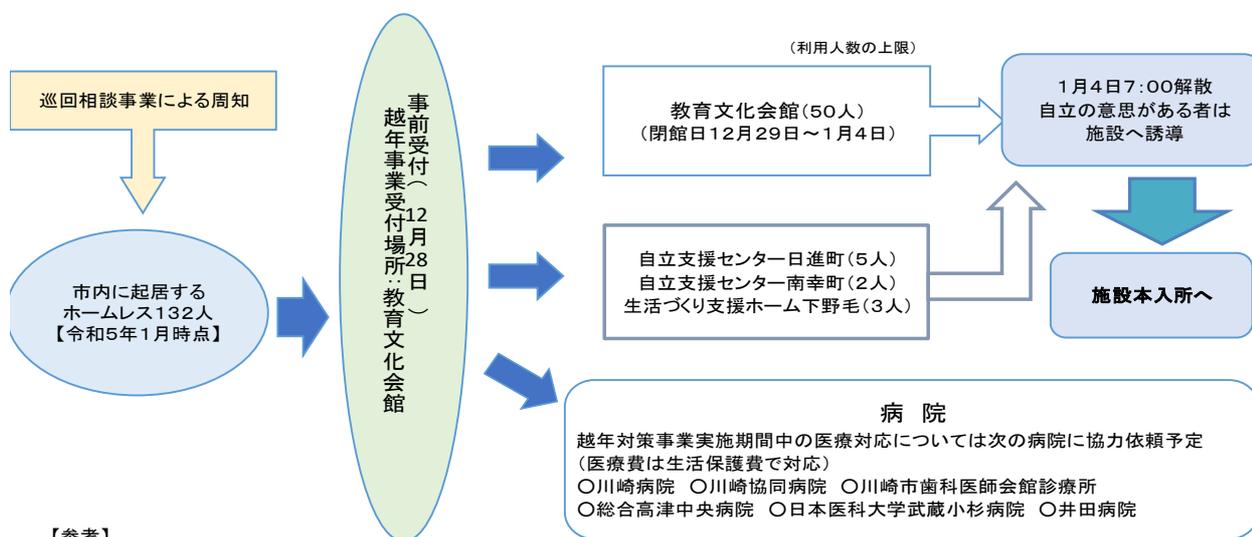
### 3 越年対策事業

年末年始において、休業により就労の機会が得られないなどの事情を抱えるホームレスに対し、宿所、食事、健康相談等のサービスを提供し、最低限度の生活を保障するとともに、本事業の利用を機会に自立への意欲の向上を図り、適切な自立支援施策につなげる。

（参考：令和5年度実施概要）

実施期間：令和5年12月29日（金）～令和6年1月4日（木）の7日間

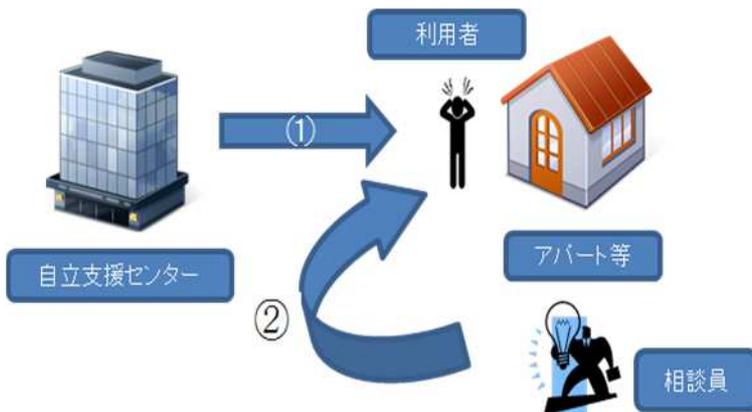
面接相談（利用相談）：12月28日（木）



#### 4 アフターケア事業

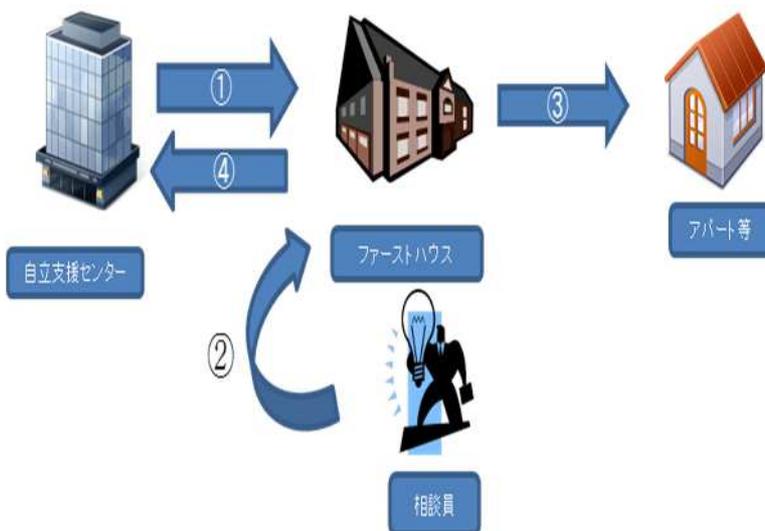
自立支援センター退所後の再野宿の防止のため、民間アパートなどの転居先を訪問し、地域生活移行支援（ゴミ出し、日常生活における助言・指導、金銭管理）を実施したり、市営住宅などを活用し単身居宅生活に向けた生活訓練を行うファーストハウスを実施する。

##### (1) アフターケア支援（民間アパート等へ転居した者への相談支援）



- ① 利用者が自立支援センターを自立退所し、民間アパート等に入居する。
- ② 民間アパート等に入居後、アフターケア相談員の訪問、電話等による生活相談、就労相談等を行う。

##### (2) ファーストハウス



- ① 対象者をファーストハウスに入居させる
- ② ファーストハウスでの支援を実施する
- ③または④へ
- ③ 生活訓練が終了し、一人暮らしが可能と判断された者については、アパートへ転居する
- ④ 金銭管理等に課題があり、一人暮らしが難しいと判断されたものについては、センターに戻り、センターで再度支援を受ける